

# 関東地方整備局管内 工事事故事例 【平成30年度6月期】



関東地方整備局  
企画部 技術調査課

## ■工事事故発生状況

平成30年6月期(6/1～30)までに、関東地方整備局発注工事において**5件**の工事事故が発生。

	6月発生件数	累計件数
平成30年度	5 件	13 件
平成29年度	5 件	15 件

本資料においては、発生した事故の一部の事例について、発生事象や発生原因、本来とるべきと考えられた行動、事故を受けて立案された再発防止策等を紹介しています。

# 平成30年6月期 工事事故発生事例

## 【事事故事例①】 片交規制中、規制帯内に退避させた一般車両が掘削箇所に脱輪

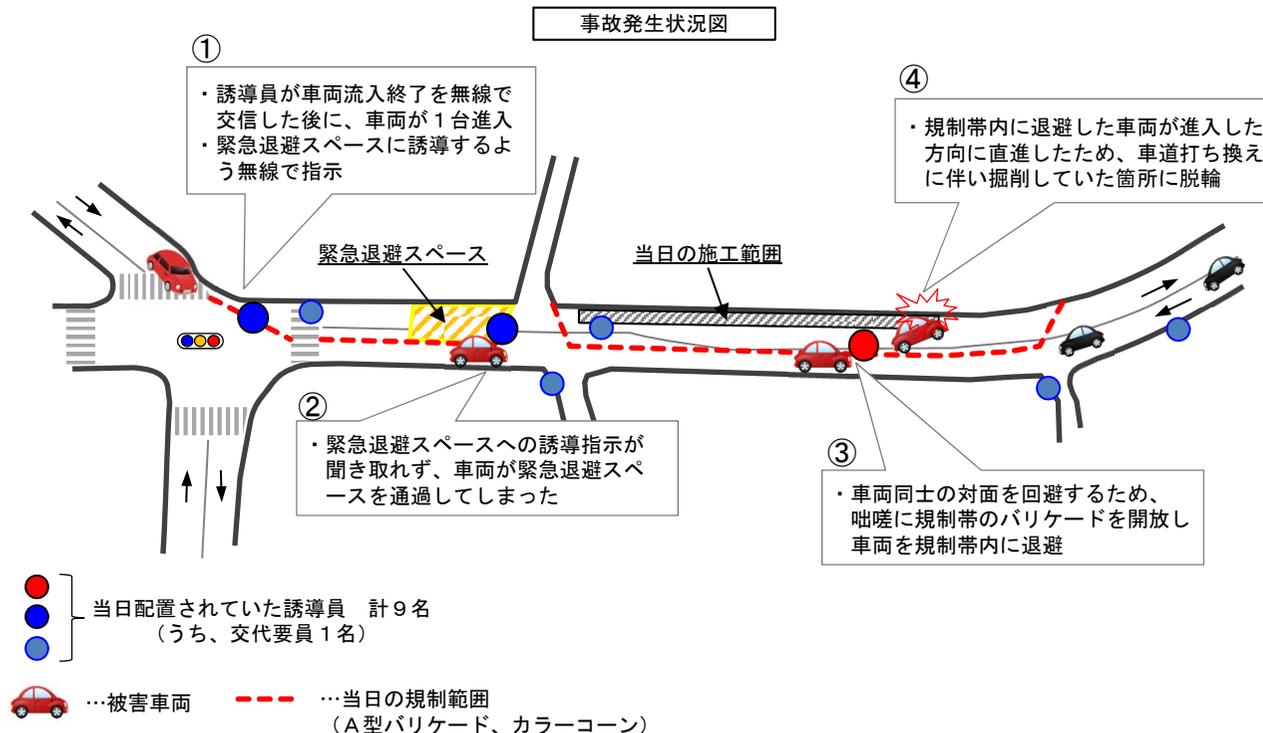
工事種別	As舗装工事	事故発生日	平成30年6月20日	気象条件	曇り
------	--------	-------	------------	------	----

### ■事故概要

公衆損害 - 第三者車両に対する損害

- ・片側交互通行規制を行い、車道舗装の打ち換え工事を行っていた。
- ・車両流入終了の合図後に、車両が1台進入してしまったため、誘導員は緊急退避スペースへ誘導するよう無線交信を行ったが、退避スペース付近の誘導員が聞き取れず、退避させることが出来なかった。
- ・車両同士が対面が予想される位置にいた誘導員が緊急であると判断し、咄嗟に規制帯のバリケードを開放し、合図後に進入した車両1台を規制帯内に退避させたが、車両がそのまま直進したため、掘削箇所に脱輪した。

### ■事故発生状況



事故発生状況写真



# 平成30年6月期 工事事故発生事例

【事故事例①】 片交規制中、規制帯内に退避させた一般車両が掘削箇所に脱輪

## 発生要因

### ○車両の退避誘導ミス

緊急退避スペースの直近を担当する誘導員は無線による指示（進入車両の退避指示）が明確に聞き取れていない状態で車両を進行させてしまった。

### ○規制帯内への車両誘導

車両同士の対面を察した誘導員が咄嗟に規制帯を開放し、作業帯内へ一般車両を進入させた。

### ◆本来ならば・・・

- ・ 指示が明確に聞き取れなかった場合には、再確認が出来るまで一旦車両を停止させ、指示を確認後に退避または進行させるべきであった。
- ・ 規制帯は容易に開放せず、対面の危険がある場合は規制帯を縮小することで緊急の退避スペースを確保すべきであった。

## 再発防止策

### ○無線指示の再確認

無線による指示は明確な言葉で行うよう再教育するとともに、聞き取れなかった場合は一旦停止させ、指示を再確認してから進行・退避させる。

### ○緊急退避時の誘導方法

あらかじめ設けていた緊急退避スペースの他に安全に退避が可能な場所を選定するとともに、退避スペースへの誘導が困難となった場合は元請職員の判断に基づき、規制帯を縮小し一時的に退避スペースを確保する。

# 平成30年6月期 工事事故発生事例

## 【事事故事例②】 ダンプトラックが荷台を上げたまま移動し、架空線を損傷

工事種別	As舗装工事	事故発生日	平成30年6月22日	気象条件	晴れ
------	--------	-------	------------	------	----

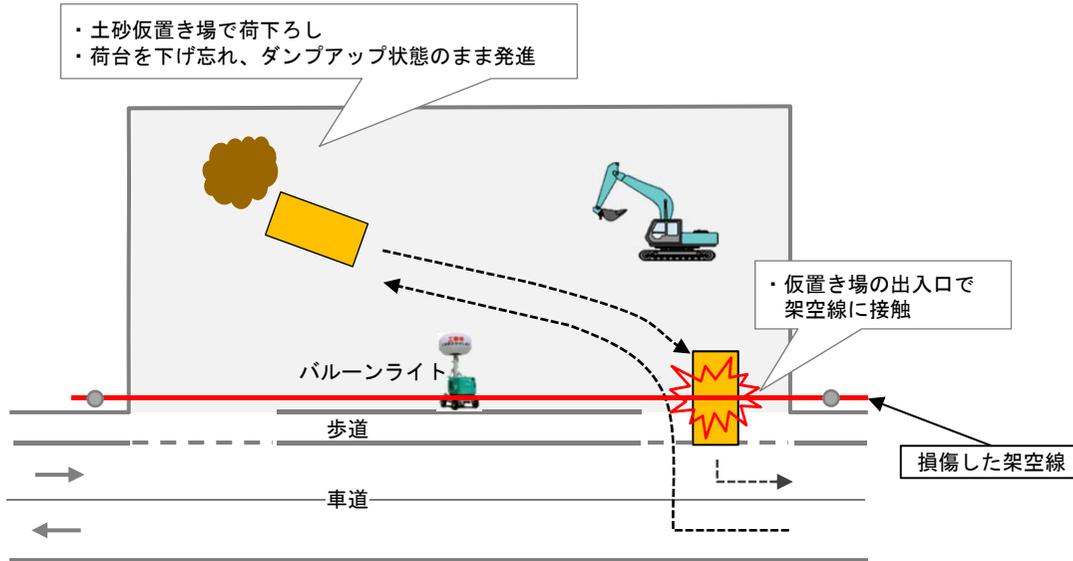
### ■事故概要

公衆損害 - 架空線損傷

- ・掘削作業により発生した土砂を仮置き場へ搬出し、現場へ戻ろうとした際、荷台を下げ忘れていることに気づかず、ダンプアップ状態のまま発進したため、仮置き場出入口上空の架空線に接触した。
- ・仮置き場には誘導員等は配置していなかったため、荷台の下げ忘れに気づかなかった。  
また、通常はダンプアップする際、動力を切り替えるPTOを起動させるため、ダンプアップ状態で走行すると警報音が鳴るが、事故当時は荷台を下げる前に解除してしまったため、警報装置が作動しなかった。

### ■事故発生状況

事故発生状況図



事故発生状況写真



# 平成30年6月期 工事事故発生事例

## 【事故事例②】 ダンプトラックが荷台を上げたまま移動し、架空線を損傷

### 発生要因

#### ○架空線防護措置の不足

仮置き場においては門型ゲートや三角旗、防護カバーなどの架空線の接触防止措置が実施されていなかった。

#### ○発進前の荷台確認不足

仮置き場には誘導員や監視員は配置しておらず、運転手が荷台を確認することとしていたが、徹底されていなかったため、荷台の下げ忘れに気づかなかった。  
また、PTOについても荷台を下げる前に解除してしまったため、警報装置が作動しなかった。

#### ◆本来ならば・・・

- ・重機やダンプが稼働・出入りする場所においては、架空線の接触防止対策を実施すべきであった

 関係法令等：土木工事安全施工技術指針 第3章 第2節 架空線等上空施設一般

### 再発防止策

#### ○架空線接触防止対策

仮置き場出入口に架空線接触防止ゲート及び架空線注意看板を設置し、注意喚起・接触防止措置対策を実施。

#### ○荷台の確認徹底

ダンプ運転手は荷台を下げた後、確実に荷台の状態を確認するよう周知徹底するとともに、出入口付近に誘導員を配置し、荷台の状態を確認する。

PTOについても荷台が下がった事を確認してから解除するよう徹底させる。

# 平成30年6月期 工事事務発生事例

## 【事故事例③】 撤去中のダクトが落下し、下敷きになった作業員が死亡

工事種別	建築工事	事故発生日	平成30年6月14日	気象条件	曇り
------	------	-------	------------	------	----

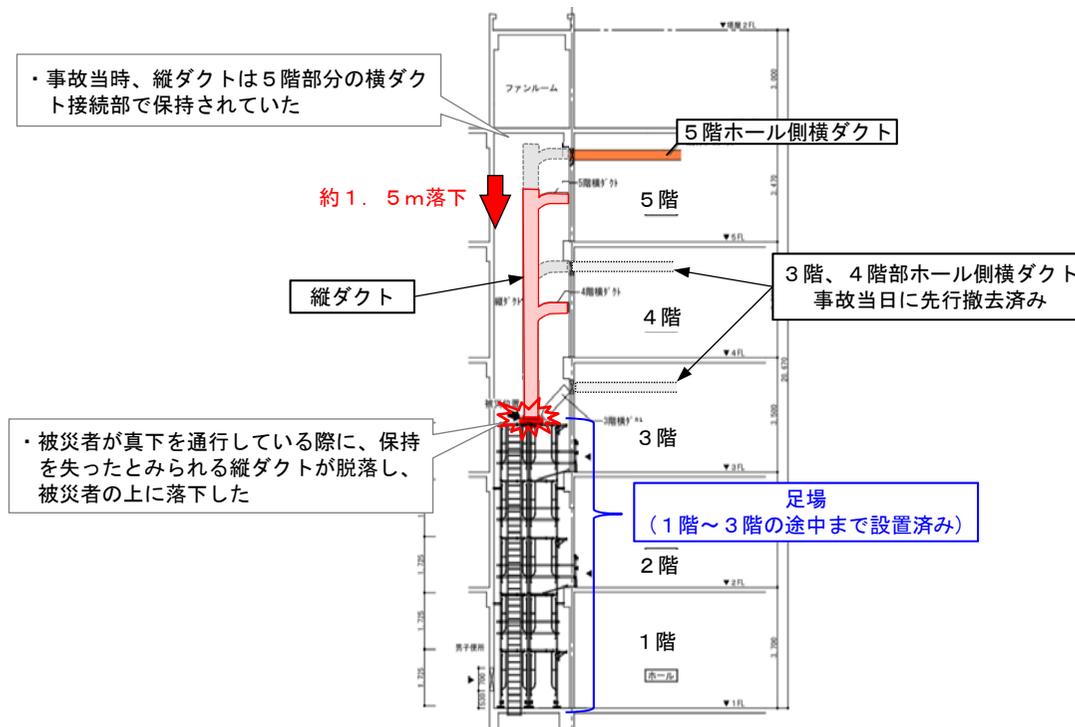
### ■事故概要

労働災害 - 資材の下敷きで死亡

- ・ 建物の取り壊し工事に伴い、空調用ダクトの切断撤去作業を行っており、縦ダクトの切断撤去作業は1階部分から開始し、足場を組立てながら上階に向けて順次作業を進めていた。
- ・ 事故当時は3階部分の縦ダクトの切断撤去を行っていたが、休憩時間になっても被災者が休憩場所に戻らなかったため、捜索したところ、落下した縦ダクトに挟まれた状態の被災者を発見し、救急搬送したが、その後、死亡が確認された。
- ・ 被災者が何らかの理由で縦ダクトの真下を通行している際に、3～5階部分の縦ダクトが約1.5m程度落下し、下敷きになったと見られている。

### ■事故発生状況

事故発生状況図



事故発生状況写真



落下した縦ダクト

# 平成30年6月期 工事事故発生事例

## 【事故事例③】 撤去中のダクトが落下し、下敷きになった作業員が死亡

### 発生要因

#### ○事前調査の不足

事前の調査を十分に実施しないまま、5階の横ダクト接続部には支持金物による固定がなされているものと想定し、3階・4階部の横ダクトを先行して撤去しても縦ダクトは保持できると考え施工手順が定められていた。しかし、実際には5階の横ダクト接続部はフランジ接続されていなかったため、結果として縦フランジが脱落した。

#### ○立ち入り禁止措置の不足

上部に設置された構造物が落下するおそれがあったにもかかわらず、落下地点に立ち入り禁止措置がされていなかった。

#### ◆本来ならば・・・

- ・ 事前に撤去対象となる構造物を十分に調査したうえで施工手順を作成するとともに、構造物が落下する危険性を考慮して、立ち入り禁止措置等を実施すべきであった。

↳ 関係法令等：建築工事安全施工技術指針 第6章 解体工事

### 再発防止策

#### ○事前確認結果を踏まえた対策の実施

既存構造物支持金物の固定・腐食状況の確認を行い、確認結果に応じて、落下防止措置等を行う。

#### ○立ち入り禁止範囲の明示

上下作業を禁止するほか、図面に立ち入り禁止措置をすべき箇所を明示し、現場へ掲示するとともに作業員へ周知し、実施を徹底する。